

乗合バス上限運賃改定審議資料

(株)ミヤコーバス（宮城県：東北ブロック）

~~平成29年3月14日~~
平成29年5月25日
自動車局旅客課

目 次

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容 . . .	1
(株)ミヤコーバス (宮城県・東北ブロック)	
I. 事案一覧	2
II. 査定内容	3

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容

事業者名	株式会社ミヤコーバス	
前々回改定実施年月日	なし	
前々回平均値上率	なし	
前回改定実施年月日	平成26年4月1日 《消費税率引き上げ(5%→8%)分転嫁》	
前回平均値上率	2.8%	
現行上限運賃と改定運賃の比較	現行上限運賃	申請上限運賃
キロあたり賃率	42円48銭	46円30銭
初乗り運賃	130円	150円
平均改定率	9.7% (実施運賃平均改定率7.1%)	
申請年月日	平成29年2月13日	
実施予定日	平成29年10月1日	

I. 事案一覧表 (株)ミヤコーバス

申請 年月日	申請者	申請内容	国土交通省の対応
申請 平成29年2月13日	(株)ミヤコーバス 代表取締役 ごとう のぶよし 後藤 信義 資本金 100 百万円 株主（普通株式） ①宮城交通(株)	現行 〔対キロ区間制〕 基準賃率 4 2 円 4 8 銭 2.0kmまで：基準賃率の2.00倍 2.0 kmをこえ 10.0 kmまで：基準賃率の1.00倍 10.0 kmをこえ 20.0 kmまで：基準賃率の0.90倍 20.0 kmをこえ 30.0 kmまで：基準賃率の0.80倍 30.0 kmをこえる部分：基準賃率の0.70倍 初乗運賃 1 3 0 円	申請のとおり認可 することとしたい。
諮問 平成29年2月28日	認可キロ 1,404.6 キロ 内、一般乗合認可キロ 302.1 キロ	申請 〔対キロ区間制〕 基準賃率 4 6 円 3 0 銭 2.0kmまで：基準賃率の2.00倍 2.0 kmをこえ 10.0 kmまで：基準賃率の1.00倍 10.0 kmをこえ 20.0 kmまで：基準賃率の0.80倍 20.0 kmをこえ 30.0 kmまで：基準賃率の0.70倍 30.0 kmをこえる部分：基準賃率の0.60倍 初乗運賃 1 5 0 円	

Ⅱ. 査定内容 (株)ミヤコーバス)

1. 申請理由

宮城交通(株)の分社子会社として平成15年に乗合事業を開始して以来、消費税率の引き上げによる改定を除き、現行の運賃水準によるサービスを提供してきたところであるが、今後も、バリアフリー車両の導入等で利用者利便の向上を図るための費用を要することや少子高齢化による利用者の減少等に伴う減収、バス運転者不足に伴う費用の上昇に伴い収支が悪化しており、これを改善するため。

2. 申請者の概要

(1) 事業別収入ウェイト及び収支率

事業別	規模	収入ウェイト	収支率
一般路線	96両	17.9%	57.1%
一般路線(みなし)	51両	5.7%	28.5%
一般路線(高速)	58両	36.5%	115.4%
一般貸切	80両	21.4%	101.1%
受託事業		15.7%	153.0%
その他			
(内訳) 不動産事業		2.5%	881.5%
広告事業		0.3%	—
全事業		100.0%	%

(2) 配当額 無配

(3) 累積欠損 (全事業) なし

(4) 乗合バス運賃制度別収入ウェイト

対キロ区間制	100.0%
--------	--------

3. 前回改定

平成26年4月1日

平均値上率 2.8%

前々回改定

平成9年12月1日

平均値上率 1.9%